

吉 田 純

18 手稿本

古文尚書誠不無可疑然皆平實正大中多精粹足以仰窺聖道且行世已久何苦而必力攻之若以某句同見某書則古籍之同異互見何可勝原愚嘗謂禮記今列於五經禮記成於漢時即公羊傳亦至漢時始著竹帛大戴記公冠篇明有漢昭冠辭不聞有人撰一書以別擇之而獨於古文尚書處々尋隙至如閻若璩者逞其口角全無儒者慎言氣象此治經者所宜戒也

定本

古文尚書、誠不無可疑。然皆平實正大、中多精粹、足以仰窺聖道。且行世已久、何苦而必力攻之。若以某句同見某書、則古籍之同異互見、何可勝原。愚嘗言、禮記今列於五經、禮記成於漢時。即公羊傳、亦至漢時始著竹帛。大戴記公冠篇、明有漢昭冠辭。不聞有人撰一書以別擇之。而獨於古文尚書、處處尋隙、至如閻若璩者、逞其口角、全無儒者慎言氣象。此治經者所宜戒也。

『古文尚書』はまことに疑義がある。しかしどの篇も虚飾なく正当であり、中によく練れていて純粹なところも多く、聖道をおおぎ見るのに十分である。かつ世に行われることすでに久しく、何を苦しんで無理やり攻めることがあるうか。

ある句が別の何かの書物に見えているのなど、古典籍の異同が両書間でたがいに見えるのは、どちらが原本と決められようか。

わたしが昔言ったことだが、『礼記』は現在では五經のなかに列ねられているけれども、その『礼記』は漢代にまとめられたものである^①。たとえば『公羊伝』もやはり漢代に至ってはじめて竹簡、帛書に記されたものである。『大戴礼』の「公冠」篇にはつきりと前漢昭帝の冠辞がある。それなのにだれかが書物を著してそれらを振るいにかけたというのは聞いたことがない。

ただ『古文尚書』についてのみ到るところあらさがしをし、閻若璩^④のような者は口角に泡を飛ばして儒者の「慎言」^⑤の気風が全く無い。これは治經者のつつしまねばならないことである。

注

- (1) 編者戴聖は前漢の人である。
- (2) 何休序「伝春秋者非一」下『公羊疏』に引く戴宏序に「子夏伝与公羊高、高伝与其子平、平伝与其子地、地伝与其子敢、敢伝与其子壽、至漢景帝時、壽乃其弟子齊人胡毋子都、著於竹帛」とあり、『公羊伝』隠公二年「紀子伯莒子誓于密」云々下の何休『解詁』にも「其説口授相伝、至漢公羊氏及弟子胡毋生等、乃始記於竹帛」とある。
- (3) 『大戴礼』「公冠」篇に「孝昭冠辞」を載せる。
- (4) 閻若璩は『尚書古文疏証』八卷の著者。
- (5) 次条の注を見よ。

19 手稿本

為學之法聖人早以三言示之曰多聞曰闕疑曰慎言此千古讀經讀史著書為文之要義

定本

為學之法、聖人早以三言示之。曰多聞、曰闕疑、曰慎言。此千古讀經讀史著書為文之要義。

「学問のおきては孔子がつとに三つの言葉で示している。すなわち多聞、闕疑、慎言⁽¹⁾。これは経書を読み史書を読み著書し文を作るにあたっての久遠の肝要事である。

注

- (1) 『論語』為政に「多聞闕疑、慎言其余則寡尤」とある。この三つは翁方綱にとって「治経」の法三章であった。

20 手稿本

易有聖人十翼為宗主凡後人所詮釋其合於此者即得經義其外乎此者即乖經義矣是以易極難言而千萬世有所適從也若書詩則聖人未有明著以示後人之語就其可徵者自必以時之最在前者衷之而豈得斥序為不足信耶即以春秋聖人筆削之旨當日游夏莫能贊一辭就傳於今者獨賴三傳耳左氏最為可据即或偶出斷制一二處未必其果盡合於聖心要亦無害於後人之資考也顧有三傳束閣之說者無傳則經何所取證乎雖以公羊之多失亦尚並存以資印證而況左氏傳乎斥書詩序者之見正与三傳束閣之見等耳

定本

易有聖人十翼為宗主。凡後人所詮釋、其合於此者即得經義、其外乎此者即乖經義矣。是以易極難言而千萬世有所適從也。若書詩則聖人未有明著以示後人之語。就其可徵者自必以時之最在前者衷之、而豈得斥序為不足信耶。即以春秋聖人筆削之旨、當日游夏莫能贊一辭、就傳於今者、獨賴三傳耳。左氏最為可据、即

或偶出斷制一二處、未必其果盡合於聖心、要亦無害於後人之資考也。顧有三傳束高閣之說者、無傳則經何所取證乎。雖以公羊之多失、亦尚竝存以資印證、而況左氏傳乎。斥書詩序未之見、正與三傳束閣之見等耳。

『易』には宗主たる孔子の『十翼』がある。すべて後の世の人が解き明かしたことで、これに合っていれば経義を得ており、これに外れていれば経義にもとっている。そういうことで『易』は極めて難解ながら千年万年にわたってつきしたがうものがある。『書』『詩』などは孔子が明らかに著して後の世の人に示した言葉がない。そこで、証拠になるのは、どうしても時代のもっとも古いものをもってそのよいところを得ることになる。そうでありながらどうして「序」を名指しして信ずるに足りないといえようか。

たとえば『春秋』で孔子が刪定した趣旨は、当時弟子の子夏、子游も一言も書けないでいたから、現在に伝わるものはただ『三伝』を頼みにするだけである。『左氏伝』がもっとも依據することができ、たとえたまさか一、二箇所処断があつて必ずしも結果的に全部は孔子の心に合致しないとしても、ようは後の時代の人の参考に資するのに害にはならない。

ただ唐の盧全のように『三伝』を束ね書架の高所に置いて見ないという説の者があるが、伝なくては経はどこから証をとるといいのか。たとえ失点の多い『公羊伝』といえども、やはりならび存して

証明のたすけにするのだから『左氏伝』はなおさらである。『書』『詩』の「序」をしりぞけて見ないというのは、『春秋三伝』を書架のてっぺんに括っておくというのと同じである。

注

(1) 唐の盧全の春秋学を指す。韓愈「寄盧全」詩、「春秋三伝束高閣、独抱遺經窮始終」。

21 手稿本

書序升自湯誓至于大坳仲虺之語之類非當日實見其事何由知之序豈可議耶

定本

書序、升自湯誓至于大坳仲虺之語之類、非當日實見其事、何由知之。序豈可議耶。

『尚書』の『序』の「湯誓」から「大坳に至る」(仲虺之語)の類は当時そのことを実際に見なければ、何によってそんなことが知られようか。『序』はどうしてせめたてることができようか。

22
手稿本

豈惟古文尚書可疑而不必攻撃即以舜典篇首二十八字皆知姚方興本之非古此本是堯典有孟子諸書可据是則疑此二十八字之說較疑古文更為可從矣然而舜典今自為篇亦久在學官於仰避古書大義無乖則其合堯典是一篇固學者所宜知而實無庸特著於刪例也且即以易之象傳象傳本自別為篇次不与卦辭爻辭接連而今俗塾讀本相沿既久尚未能遽改况舜典篇首二十八字乎凡今博雅嗜古之士斷斷於古文之宜別裁及舜典篇首之宜芟者不過欲見其立異而已非果精心以治經也

定本

豈惟古文尚書可疑而不必攻撃。即以舜典篇首二十八字、皆知姚方興本之非古。此本是堯典、有孟子諸書可据、是則疑此二十八字之說、較疑古文更為可從矣。然而舜典今自為篇亦久、在學官於仰避古書、大義無乖、則其合堯典是一篇、固學者所宜知、而實無庸特著於刪例也。且即以易之象傳、象傳、本自別為篇次、不與卦辭爻辭接連、而今俗塾讀本相沿既久、尚未能遽改。况舜典篇首二十八字乎。凡今博雅嗜古之士、斷斷於古文之宜別裁、及舜典篇首之宜芟者、不過欲見其立異而已。非果精心以治經也。

どうして『古文尚書』に疑義があるのに攻撃を必要としないこと

があるうか。たとえば「舜典」篇首の二十八字は齊の明帝の建武四年に呉興の姚方興が大航頭で得た「古文舜典」で、古のものでないことはだれもが知っている。そして「舜典」とされている部分が本来「堯典」であったことには「孟子」⁽⁷⁾その他の依據できる古い文献がある。つまりこの二十八字を疑う説は『古文尚書』全体を疑うのにくらべて一層従いやすい。

しかしながら「舜典」はいま、独立して一篇をなすこと久しく、学官で古書の本源をおおきおさめるにも大義にはそむいていないから、「舜典」篇が「堯典」篇と合わせて「堯典」篇一篇であるというのも、もちろん学者が知っておかなければならないことではあるが、実際のところ、それを特別に刪定の例に著すのは無用のことである。

たとえば『易』の「象伝」「象伝」は本来経に付配されていない、別にまとめられていて、卦辞、爻辞と接合していないものであるが、いま民間の塾では接合した本を使うようになって久しく、まだにわかにはあらためることができないのである。まして「舜典」篇首の二十八字を刪去するなどなおさらだ。いったいにいまの「博雅嗜古」の士でどうしても『古文尚書』二十五篇を別個にすべし、および「舜典」篇首を切り去るべしと守って専一な者は、異をたてたいだけで、じつは一所懸命に治経をしていない。

注

(1) 『孟子』万章上に、「堯典曰、二十有八歳、放勳乃徂落、百姓如喪考妣、三年、四海遏密八音」と、現行五十八篇本で「舜典」とされている部分が、『孟子』の時代には「堯典」とされていたことをいう。

23 手稿本

王肅謂唐虞皆建寅後人或疑之者非也第觀堯典分命四節則知唐堯時四序與今同矣何必多言為哉又或疑夫子告顏淵行夏之時若唐虞皆建寅則何以夫子專舉夏乎此又不然夫子所謂行夏之時謂諸政令皆依夏之次序行之此謂行夏之時也非專謂其建寅也詳見愚論語附記

定本

王肅謂唐虞皆建寅。後人或疑之者、非也。第堯典分命四節、則知唐堯時四序與今同矣。何必多言為哉。又或疑夫子告顏淵行夏之時、若唐虞皆建寅、則何以夫子專舉夏乎。此又不然。夫子所謂行夏之時、謂諸政令皆依夏之次序行之、此謂行夏之時也。非專謂其建寅也。詳見愚論語附記。

王肅は唐、虞はいずれも建寅であったといっている。後の世の人
『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

でこれを疑う者がいるが間違っている。ただ「堯典」で羲仲、羲叔、和仲、和叔に分命した四節から、唐、虞の時代の四時は現在と同じであったと分かる。別段多言を要することではない。

さらに、夫子は顔淵に「夏の時を行え」と告げているが、もし唐虞がいずれも建寅であったならばどうして夫子はわざわざ夏を取り上げたのか、と疑う人がいる。これもやはり見当違いである。夫子のいった「夏の時を行え」というのは、諸々の政令をみな夏の順序に依って行えというのが「夏の時を行え」の趣旨である。ただ建寅のことだけをいったのではない。詳しくは私の『論語附記』に見える。

注

(1) 『路史』後紀卷十一の注に見える。

(2) 『論語』衛霊公。

(3) 『論語附記』卷下、「(夏の四時の)行事を毎月ごとに著したものに『大戴礼』の『夏小正』篇がある。…按ずるに、孔子は：『夏小正』は季節時候を区切ると同時に行事の日程であるとしたから、ゆえに「行夏之時」の「行」字の意味がはじめて明白になる」。

24 手稿本

即如大禹謨六府三事一節藉使其襲用文七年春秋傳而其善政養民修和功叙諸語之賅貫已周密之至矣危微精一節藉使其襲用道經而

其括四語承一中已精粹之極矣況此乃千古至大至精之文何有以此襲彼之說耶愚讀古文疏證欲拳所當駁者一々正之作訂閤一編類於一簡以示後學則彼攻古文者之徒自若不待辨而自詘矣既而又思轉笑此輩無識今不値得如此作也姑識此使學者知之

定本

即如大禹謨六府三事一節、藉使其襲用文七年春秋傳、而其善政養民、修、和、功、敍、諸語之賅貫、已周密之至矣。危微精一節藉使其襲用道經、而其括四語、承一、中、已精粹之極矣。況此乃千古至大至精之文何有以此襲用之說耶。愚讀古文疏證、欲舉所當駁者、一一正之、作訂閤一編、類於一簡、以示後學、則彼攻古文之徒、自若不待辨而自詘矣。既而又思、轉笑此輩無識、今不値得如此作也。姑識此、使學者知之。

たとえば「大禹謨」の「六府三事」の一節がかりに『春秋左氏伝』文公七年の伝の一部をとって使っていると、そこへ至るまでの「大禹謨」の「德惟善政」「政在養民」「水火金木土穀物惟修」「厚生惟和」「九功惟敍」の諸語がまとまり一貫していることは、すでに綿密さの至りである。

同じく「大禹謨」の「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」の一節がもし『荀子』解蔽に引く『道経』をとって使っていると、四句にまとめ『道経』にはない後ろ二句を「一」「中」で受

け止めているのは、すでに精密にして純粹の極みである。ましてや此処は永遠に至極大きく、至極精密な文章である。どうして「大禹謨」のほうが『道経』をとって使うという説があるのか。

わたくしは閤若璩の『尚書古文疏証』を読み反駁せねばならないところを列挙し、一つ一つそれを正し『訂閤』一編を作り、反駁すべきところに個条書きにし後につづく学者に明示したいと思ったが、古文を攻撃する者たちはそのままで辨証を待たずに自ら屈伏するであろう。そしてさらにかえてこの輩は無知だからいまさらこのような作物をつくるのに値しないと笑った。暫時これをしてるして学者に知らせることにする。

25 手稿本

漢熹平石經存字無多矣洪氏隸釋尚是傳鈔板本耳今所及見者孫氏硯山齋所藏是南宋越州石氏本也殷庚不其或稽自怒曷繆稽作妣怒作怨嘉績于朕邦嘉作綏此皆足資治經之考證者惜不得多見古拓本也然此特偶記一二以見漢石經之有裨耳慎勿使嗜異者聞之致啓改經之漸

定本

漢熹平石經、存字無多矣。洪氏隸釋、尚是傳鈔板本耳。今所及見者、孫氏硯山齋所藏、是南宋越州石氏本也。殷庚、不其或稽

自怒曷謬、稽作妣、怒作怨。嘉績于朕邦、嘉作綏、此皆足資治經之考證者。惜不得多見古拓本也。然此特偶記一二、以見漢石經之有裨耳。慎勿使嗜異者聞之、致啓改經之漸。

漢の熹平石經はのこっている部分が少ない。洪适の『隸釈』などは伝抄の板本に過ぎない。いまなんとか見られるものは孫氏硯山齋所蔵の南宋越州石氏本である。

その本では盤庚中篇の「不其或稽自怒曷謬」で「稽」を「妣」に作り「怒」を「怨」に作っている。盤庚下篇の「嘉績于朕邦」で「嘉」を「綏」に作っている。これらはいずれも治經する考証学者のたすけとなるに足る。残念なことは古い拓本を数多くは眼にするのができないことである。

しかしながらこれらはただ、たまたま一、二例を記して、漢石經の裨益するところがあるのを見ただけである。慎んで石經のことを嗜異者の耳にいれて經書の改竄のきっかけを開くのをまねいてはならない。

26 手稿本

書經聖人所定其有疑者闕之可也其或有出後人潤色不敢信為聖人所定之原本者則或偶舉某書某家所稱附系一二於後以志敬慎可也即以古文尚書其最可据者無若漢許慎說文所稱書孔氏一語矣則凡

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

許祭酒引述於說文條下者必皆真古文可信者矣今即以一條言之言部詞共也周書曰在夏后之詞繫傳周書曰在后之詞臣鍇曰按今尚書作在後之詞此條無論作夏后作后實在言部無疑於顧命侗字實有難詮釋者存以資考異則可而据以定古文將如之何故後人有錄說文所引諸經語以資考者雖自無傷而究非必盡執說文所引為定本也即泰誓之篇古已有偽泰誓矣而今人顧欲雜錄史記諸書以為復古本者竟欲置身於孔門刪定之列欤是以愚姑就許氏所引之以許祭酒明著曰書孔氏而尚未能遽皆信之況其他乎

定本

書經聖人所定。其有疑者闕之可也。其或有出後人潤色不敢信為聖人所定之原本者、則或偶舉某書、某家所稱、附系一二於後、以志敬慎可也。即以古文尚書其最可据者、無若漢許慎說文所稱書、孔氏一語矣。則凡許祭酒引述於說文條下者、必皆真古文可信者矣。今即以一條言之、言部、詞、共也。周書曰、在夏后之詞。繫傳、周書曰、在后之詞、臣鍇曰、按、今尚書作在後之詞。此條無論作夏后、作后、實在言部無疑。於顧命侗字實有難詮釋者、存以資考異、則可、而据以定古文、將如之何。故後人有輯說文所引諸經語、以資考者、雖自無傷而究非必盡執說文所引為定本也。即泰誓之篇、古已有偽泰誓矣。而今人顧欲雜錄史記諸書、以為復古本者、竟欲置身於孔門刪定之列歟、是以愚姑就許氏所引之、以許祭酒明著曰書孔氏、而尚未遽皆信之、況其他

乎。

『書経』は孔子が刪定したものである。断定できないことについては空白しておくのが良い。あるいは後の世の人の潤色から出て、あえて孔子が刪定した原本であるとは信じられない部分があるなら、某書、某家の異説を取り上げて、後ろの方へわざわざに付載し敬慎の態度を志せばよい。

たとえば古文尚書で最も依据できるのは、後漢の許慎の『説文解字』の紋で「引用したのは、……書は孔氏」、という一語である。

つまり、すべて許祭酒が説解の下に引いているものは、いずれもかならず信用できる本物の古文である。

いま一例をあげていうなら、「言」部(三上)に「詞、共也、『周書』曰、『在夏后之詞』」とあり徐鍇『説文解字繫伝』に「『周書』曰『在后之詞』、……臣鍇曰、按、今『尚書』作『在后之伺』」とある。

この一条は「夏后」と作ろうが「后」と作ろうが下の字が「言」部にあったことは疑いないが、そうすると「顧命」篇の「伺」字を「詞」字に変えてはまことに解き明かしくいものがある。『説文解字』のこの条を保存して文字の異同調べに資するならば良いが、それに据って『古文尚書』「顧命」篇を改定するのは如何なものだろうか。

だから後世の人が『説文解字』所引のたぐさんの経書の言葉を輯

佚して一考に資するのは経書はおのずと無傷とはいえ究極のところ必ずしも悉くは『説文解字』所引を定本とするものではない。

たとえば「泰誓」という篇は漢の宣帝の頃からすでに偽「泰誓」があった。それなのに現代の人はただ『史記』諸書を雜録して古本を復元したと考へ、はてはおのれの身を孔子とその門下が経書を刪定したのと同列に置こうとしている。

だからわたくしはしばらく許氏所引について右のことを言い、許祭酒が「書、孔氏」と明らかに示していても、なおすぐには信じていけない。ましてその他の書物はなおさらだ。

27 手稿本

武成篇無錯簡也篇首至百工受命于周皆史臣摠掣其事之首尾統述於前也王若曰至末皆覆述其事又難盡以史氏叙事之法貫之是以加王若曰詳實於後耳諸家攷訂皆無庸也詳具於書附記

定本

武成篇、無錯簡也。篇首至百工受命于周、皆史臣摠掣其事之首尾、統述於前也。王若曰至末、皆覆述其事、又難盡以史氏叙事之法貫之、是以加王若曰、詳實於後耳。諸家攷訂皆無庸也。詳具於書附記。

「武成」篇に錯簡は無い。篇首から「百工受命于周」までは、すべて史臣がその事の首尾をすべくくり、前のほうにまとめて述べているのである。つづく「王若曰」から最後まで、すべてその事を繰り返し述べ、さらに悉く史氏の敘事の法で貫くのが難しいから、まず「王若曰」を加えて史実をそのあとに詳しくのべただけである。諸家の考定はいずれも用いない。詳しくは『書附記』に具わっている。¹⁾

注

(1) 『書附記』卷六「武成」冒頭より訳す。

「武成」篇の文については諸家それぞれ同じでないが、大体はその中に錯簡や誤脱があるというもので、改訂や移置、考え求める仕事は詳細にわたる。わたくしはそれらのうちに妄りに可否の判定を下そうとはしない。

ただ心を平らかにし静かに考えてみると、宋の夏僕の『尚書評解』に載す須江徐氏の説が最も精確である。曰く、この篇は武王が紂を放伐した勲功がすでに成つてから後に作られたものである。帝辛すなわち紂がまだ生きていた日に作られたものではない。王氏(未詳)たちが言うように、「序」の初めに武王伐殷の語を載せ、「婦獸」と帰りゆく言葉が続け、成文によって武王が出陣し民衆に誓っているのは悉くこの篇に在り、「泰誓」「牧誓」より先にあったはずはない。すでに「戊午」(泰誓中)「甲子」(牧誓)など日にちを記すたぐいは「泰誓」「牧誓」に挙がっており、これは放伐にゆき民衆に誓う書であるが、この「武成」篇はまさしく戦に使った牛馬を逃がし周にもどりの旧来の善政を識した書である。だから、冒頭に「一月

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

28

手稿本

千辰旁死魄、越翼日癸巳、王朝歩自周、于征伐商」とある。これは史臣が王の征伐の意をしるしている。「丁未、祀于周廟、……暨百工受命于周」とある。これは史臣が武王の勲功が成り、廟に祀り天につげ、多くの諸侯が廟に奔走して命を聴くことを記している。「王若曰」から「天下大定」まで、これは史臣が武王の配下に告げた言葉を敍べている。「乃反商政」から「垂拱而天下治」まで、これもまた史臣が武王の政治の実際をしるしたもので、これは、なした武がどうして決して文と無関係であろうか、ということである。わたくし(翁方綱)はただこれに従う。

徳清胡氏著述凡四種今人但知禹貢雖指耳易圖明辨洪範正論二書知者較少平心而論自易圖明辨第一禹貢雖指次之洪範正論又次之大學翼真又在其下矣易圖明辨板藏胡氏家前數年阮芸臺撫浙飭徳清知縣訪求舊本補刻其卷中漫滅字句知縣云已補正矣其實未補也亟宜覓舊本補完之

定本

徳清胡氏著述凡四種、今人但知禹貢雖指耳。易圖明辨、洪範正論二書、知者較少、平心而論、自易圖明辨第一、禹貢雖指次之、洪範正論又次之。大學翼真又在其下矣。易圖明辨板藏胡氏家、前數年阮芸臺撫浙、飭徳清知縣訪求舊本補刻其卷中漫滅字句、知縣云已補正矣、其實未補也。亟宜覓舊本補完之。

浙江省徳清県の胡渭氏の著述は全部で四種ある。今時の人は『禹貢錐指』だけを知っているばかりだ。『易図明辨』『洪範正論』二書はこれにくらべて知る者が少ない。冷静に論ずるなら『易図明辨』が第一である。『禹貢錐指』がこれに次ぎ、『洪範正論』がまたそれに次ぐ。『大学翼』はまことに、さらにその下にある。

『易図明辨』の板木は胡氏の家に存する。数年前、阮元が浙江巡撫であった時、徳清知県に、胡氏の家をおとない旧本を求め『明辨』巻中の板木が磨滅して不明瞭になっている字句を補刻するように命じたことがあった。知県はすでに補止しましたといっているが、本当のところまだ補っていない。すみやかに旧本をさがして補完すべきである。

29 手稿本

康誥篇首至乃洪大誥治此數句是周公誥康叔三篇史氏之摯摯虞讀此乃知周公作此三誥以誥康叔在成王營洛之際上稱先王之命以誥之也不但不敢作成王語意亦非周公自作誥康叔也實乃稟承武王之意而誥之凡篇中王若曰皆是如此至於中間曰宏王曰助王雖若有逗露今王之意而其詞仍渾以周家王室言之蓋三誥句々是述先王之命之體也及至梓材後半乃歸到今王惟曰肆王惟德則指成王言之也於是誥辭之體誥辭之意兼得之矣蔡傳乃將左傳史記千載以來傳信之事改爲武王封康叔全未理會三誥首節周公洪大誥治之文反目之爲

錯簡又誤謂梓材一篇爲錯簡宋儒之亂經此其最明白較著者不特蔡氏書傳也即朱子意已如此矣不特朱子也歐陽永叔作詩譜已如此矣
定本

康誥篇首至乃洪大誥治、此數句是周公誥康叔三篇、史氏之總摯處。讀此乃知周公作此三誥、以誥康叔在成王營洛之際、上稱先王之命以誥之也。不但不敢作成王語意、亦非周公自作誥康叔也。實乃稟承武王之意而誥之。凡篇中王若曰、皆是如此。至於中間曰弘王、曰助王、雖若有逗露今王之意、而其詞仍渾以周家王室言之。蓋三誥句句是述先王之命之體也。及至梓材後半、乃歸到今王惟曰、肆王惟德、則指成王言之也。於是誥辭之體、誥辭之意、兼得之矣。蔡傳乃將左傳史記、千載以來傳信之事改爲武王封康叔、全未理會三誥首節周公洪大誥治之文、反目之爲錯簡、又誤謂梓材一篇爲錯簡。宋儒之亂經此其明白較著者。不特蔡氏書傳也。即朱子意已如此矣。不特朱子也。歐陽永叔作詩譜已如此矣。

「康誥」の篇首から「乃洪大誥治」まで、この數句は周公が康叔に誥した(告げた)。「康誥」「酒誥」「梓材」三篇中で、誥をしるした史氏の、すべくくった箇所である。これを読んで始めて、周公がこの三誥を作つて康叔に誥したのは、成王が洛邑を造営する際であつたことが分かる。先王の命を引いて誥したのである。あえて成

王の言葉と思いを作らなかつただけでなく、周公みずからが康叔に誥げる言葉を作ったのではない。実のところは武王の思いをうけて康叔に誥げたのである。いったいに篇中で「王若曰」とあるのはいづれもこれである。篇のなかほどに「弘王」「助王」とあるのは今王の思いが見え隠れしているようであるが、しかしその言葉はなお周家王室と一体になってかたられている。

思うに三誥の句々は先王の命令の体である。「梓材」の後半までたどりついてようやく「今王惟曰」「肆王惟徳……」に回帰し、成王を指してそういうのである。ここにきて誥辭の体、誥辭の意ともに理解できた。

ところが蔡沈の『書集伝』は、『春秋左氏伝』『史記』をもって、千年来まちがいに伝えられてきた史実を改め、武王が康叔を封じたとし、三誥首節の「周公洪大誥治」云々の文章を全然理解せず、逆に「……周公洪大誥治」云々の四十八字を「洛誥」からの脱簡とし、さらに「梓材」一篇を錯簡としている。^{②③}

宋儒が經書を攪乱する例として、これはその最も明白顯著なものである。蔡沈の『書集伝』ばかりではない。その著を委ねた朱子の意図がすでにこのようであったのだ。朱子ばかりではない。歐陽脩の補亡になる鄭玄の『詩譜』^④もそうだった。

注

(1) 乾隆帝の諱が「弘歷」なので、手稿本はそれを避けて「宏」字が当

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

てである。

(2) 「康誥 題下『書集伝』に、「……康誥篇首四十八字、為『洛誥』脱簡……」、とある。

(3) 「梓材」篇末に、「獨吳氏(未詳)以為誤簡者、為得之」、とある。

(4) 歐陽脩『鄭氏詩譜補亡』一卷を指す。

30 手稿本

吳江朱氏鶴齡毛詩通義在所著尚書埤傳之上埤傳人所知而通義知者甚少埤傳誤信王柏之說欲移多方篇後數節為多士篇之文乃援蔡氏考定武成之例竟舉王柏改易之本載於著録且注每蔡傳云多方當作多士此則學人所當切戒者

定本

吳江朱氏鶴齡毛詩通義、在所著尚書埤傳之上。埤傳人所知而通義知者甚少。埤傳誤信王柏之說、欲移多方篇後數節為多士篇之文、乃援蔡氏考定武成之例、竟舉王柏改易之本、載於著録。且引蔡傳云多方當作多士、此則學人所當切戒者。

江蘇省吳江県の朱鶴齡氏の『毛詩通義』は、同じ著者の『尚書埤傳』にまさる。『尚書埤傳』は人々に知られているが、『通義』は知るものが非常に少ない。

『埤伝』は誤って王柏の説を信じ、「多方」篇の後ろの数節を「多士」篇の文としようと¹⁾し、蔡沈氏の「考定武成」の例を引き、²⁾挙句は王柏が改易した本を著録に載せている。かつ、蔡沈『書集伝』を引いて『多方』とあるのは『多士』に作らねばならない³⁾という⁴⁾。これは学人がかならずきつく戒めなくてはならないものである。

注

- (1) 王柏『書疑』巻七「多士多方」に、「多方」王曰、嗚呼、猷告爾有方多士、此下皆称『多士』、則知此一段是『多士』後錯簡、とある。
- (2) 『書疑』巻四「武成」に「今再考『武成』於後」として、自ら改定した「武成」を載せる。
- (3) 手稿本は「且注○(訳者は毎と読む)」とあり、百冊本は「且注(空格)」と写すが、翁方綱の手によって「注」を抹消し空格を「引」字で埋めている。いまそれに従う。
- (4) 多方「則惟爾多方……離逖爾土」下に「多方疑當作多士」とある。

31 手稿本

三山林氏書解脫失多方一篇此是其全書之第三十四卷傳刻之本多空焉予從海鹽陳君以綱覓得舊寫本以永樂大典校之乃為補足有志經學者能補綴以傳之則善矣林氏此書自洛誥已後舊本久失其孫畊叟淳祐庚戌所刻全本謂後數卷得於宇文故家及建安書坊新刊者尚有參差未盡一處應將今通志堂刻林氏尚書解第三十五卷之八頁第

三行末此篇之言三宅句至九頁第六行又一說三字凡三十五行皆刪去之

定本

三山林氏書解、脫失多方一篇。此是其全書之第三十四卷。傳刻之本多空焉。予從海鹽陳君以綱、覓得舊寫本。以永樂大典校之、乃為補足。有志經學者、能補綴以傳之、則善矣。林氏此書、自洛誥已後舊本久失。其孫畊叟、淳祐庚戌所刻全本、謂後數卷得宇文故家、及建安書坊新刊者、尚有參差未盡一處、應將今通志堂刻林氏尚書解第三十五卷之八頁第三行末此篇之言三宅句、至九頁第六行又一說三字、凡三十五行皆刪去之。

宋の三山(福建省福州府侯官県)の林士奇氏の『尚書全解』¹⁾は、「多方」一篇がぬけている。これは全書の第三十四卷にあたる。伝えられてきた刻本はたいいていこの部分が空白になっている。わたしは浙江省海鹽県の陳以綱君にしたがい、搜索の結果、旧写本を得た。『永樂大典』と旧写本を較べると、結果は補足となるものであった。經学に志の有るものがうまく補刻してこれを伝えたならば、よろしかろう。

林士奇氏のこの書物は、旧本では「洛誥」以下が長い間失われていた。林士奇氏の孫の林畊老人が、南宋の淳祐十年(一二五〇)に全本を刻し、後ろの数卷は宇文氏の古くから続く家、および建安書

房の新刊から得たと謂う。なお食い違いがあつて、悉くは一つとこゝろに決まらない。いま『通志堂経解』本の林氏『尚書全解』によつてその旧写本を見ると、第三十五卷の八頁第三行末の「此篇之言三宅」句から九頁第六行「又一説」にいたるまでの計三十五行はすべて刪去されている。³⁾

注

- (1) 邵懿辰撰、邵章統録『増訂四庫簡明目録標注』卷第二に、「尚書全解」四十卷、宋林士奇撰。原本自『洛誥』以下皆佚。其孫畊綴拾補完。明以来又佚『多方』一篇、今以『永樂大典』所載補之。(小字)通志堂本、佚『多方』一篇云々とある。
- (2) 「此篇(改行)之言三宅」、また双行で「又一説」。
- (3) 『書附記』卷十二「多方」にはほ同文ながらより詳しく述べた一条がある。

32 手稿本

康王之誥皆布乘黄朱從來誤作四黄馬解於文義既失而於禮義遂大舛未有糾正之者此黄朱二字相連為文非乘黄二字連文也黄朱諸侯祭服也乘者四也布者陳其祭服而不敢服之也曷嘗有康王受諸侯幣馬之事哉盖自孔疏已誤解而諸家皆未喻之詳具愚書附記

定本

康王之誥、皆布乘黄朱、從來誤作四黄馬解、於文義既失、而於

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

禮義遂大舛、未有糾正之者。此黄朱二字相連爲文、非乘黄二字連文也。黄朱、諸侯祭服也。乘者、四也。布者、陳其祭服而不敢服之也。曷嘗有康王受諸侯幣馬之事哉。蓋自孔疏已誤解、而諸家皆未喻之。詳具愚書附記。

「康王之誥」の「皆布乘黄朱」は從來「四頭だての黄色い馬」という誤った解釈がなされてきたが、文義においても意味をなさない上、礼の意義においても大いにもとっているのに、まだその解釈を糾弾是正した者がいない。

この「黄朱」は二字続けて読んで意味をなすのであって、「乘黄」と続けて読むのではない。「黄朱」とは諸侯の祭服である。「乗」は「四」(その一式一揃い)である。「布」というのはその祭服をのべ敷いて、敢えて着用しないことを言う。「この誥は諸侯が新たに即位した康王にまみえた際のもので、両諸侯が敵対している時にみづぎものをする賜礼とは違うのに」どうして康王が諸侯から幣馬を受け取ることがあるうか。

思うに孔穎達疏からすでに誤っているのに、どの学者もみな論じることがない。詳しくはわたくしの『書附記』に具わっている。³⁾

注

- (1) 孔穎達疏に「四馬曰乘。乘黄正是馬色黄矣。……朱、其尾鬣也」とある。

(2) 『書附記』卷十三「康王之誥」を抜粋して示す。

この誥は諸侯が新たに即位した康王にまみえた際のもので、「両諸侯が敵対している時にみつきものをする賜礼とは違ふ。……」「布」といっているのは新君(康王)が先王の廟につげまみえている際に、諸侯が祭服を敷いているとはいえ敢えて着用しないのである。……「黄朱」の祭服を「布」き、……「式」組「四」つと数え上げたのである。